羽生市契約規則

(趣旨)

第1条 本市の契約に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公告)

第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6に規定する公告は、入札期日の10日前までに掲示その他の方法で行わなければならない。ただし、急を要する場合においては、入札期日の5日前までに短縮することができる。

(公告する事項)

- 第3条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。
 - (1) 入札に付する事項
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (3) 契約条項を示す場所
 - (4) 入札の場所及び日時
 - (5) 入札保証金に関する事項
 - (6) 前各号のほか必要と認める事項

(入札保証金)

- 第4条 令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率は、その入札に加わろうとする者の見積金額の100分の5以上とする。ただし、インターネットを利用して市が有する普通財産及び物品の売却の入札を行うシステム(以下「市有財産売却システム」という。)による入札については、当該入札に係る予定価格の100分の10以上とする。
- 2 入札保証金は、入札の終了後、直ちに還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。
- 3 令第167条の7第2項の規定による担保は、次のとおりとする。
 - (1) 国債又は地方債の証券
 - (2) 鉄道債券その他の政府の保証のある証券
 - (3) 銀行等(銀行又は市長が確実と認める金融機関(出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。)をいう。以下同じ。)が振出し若しくは支払保証をした小切手又は銀行等が引き受け、保証若しくは裏書をした手形
 - (4) 銀行等に対する定期預金債権
- 4 前項第1号から第2号までに掲げる証券は、無記名式とする。
- 5 第3項第4号に掲げる定期預金債権を徴するときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出させるものとする。

(小切手の現金化等)

- 第5条 前条第3項第3号に定める小切手が担保として提供された場合において、契約締結前に当該 小切手の提示期間が経過することとなるときは、市長は、会計管理者をしてその取立て並びにその 現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える 担保の提供を求めなければならない。
- 2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて担保として提供された手形が満期になった場合に、これを準用する。

(担保の価値)

- 第6条 第4条第3項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 国債及び地方債 債権金額
 - (2) 鉄道債その他の政府の保証のある証券 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
 - (3) 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
 - (4) 銀行等が引き受け、保証又は裏書をした手形 手形金額を一般の金融市場における手形の

割引率によって割り引いた金額

- (5) 銀行等に対する定期債権 当該債権証書に記載された債権金額 (入札保証金の納付の特例)
- 第7条 市長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
 - (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険 契約を締結したとき。
 - (2) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5又は、令第167条の11に規定する資格を有する者で過去2箇年の間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (3) その他市長が納付の必要がないと認めたとき。
- 2 前項第1号の規定により入札保証保険契約を締結したことにより、入札保証金を納付しないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を入札を行う前に市に寄託しなければならない。 (予定価格の作成)
- 第8条 市長は、一般競争入札に付する場合には、その事項に関する図面、仕様書、設計書等によって予定価格書を作成し、封書にして開札の際これを開札場所に置くものとする。ただし、市長が特に認める場合は、当該予定価格書を開札場所に置かないことができる。

(予定価格の決定方法)

- 第9条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について、定めるものとする。ただし、 一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(最低制限価格等)

第10条 一般競争入札に付する場合において、調査基準価格及び失格基準価格又は最低制限価格を 設けるときは、前条の例によりその価格を定め、封書にし、開札の際これを開札場所に置くものと する。

(入札の手続)

- 第11条 市長は、一般競争入札に付する場合においては、入札者から封入した入札書及び入札保証 金の領収書を指定の日時までに指定の場所に提出させなければならない。
- 2 前項の規定により提出した入札書は、これを訂正し、引き換えし、又は取り消すことができない。 (電磁的方法による入札の特例)
- 第12条 前条の規定にかかわらず、市長が指定する競争入札については、電磁的方法(市の使用する電子計算機と入札者の使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。)により行うことができる。
- 2 電磁的方法により行うこととしたものに係る手続その他必要事項については、市長が別に定める ものとする。

(入札の無効)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、当該入札について無効とする。
 - (1) 入札者の押印のない入札書によるもの
 - (2) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書によるもの
 - (3) 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
 - (4) 入札に参加する資格のない者がしたもの
 - (5) 記載すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
 - (6) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
 - (7) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (8) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

- (9) 2通以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの (落札者への通知)
- 第14条 市長は、落札者が決定したときは、その旨を口頭又は書面をもって当該落札者に通知しなければならない。

(最低価格の入札者を落札者としない場合)

- 第15条 市長は、令第167条の10第1項の規定により落札者を定めたときは、その経過を明らかにした経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の関係書類とともに保存するものとする。 (再度公告入札の公告期間)
- 第16条 市長は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、第2条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(指名競争入札の入札保証金等)

第17条 第4条から前条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

(随意契約によることができる予定価格)

- 第18条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の 種類に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
 - (2) 財産の買入れ 800,000円
 - (3) 物件の借入れ 400,000円
 - (4) 財産の売払い 300,000円
 - (5) 物件の貸付け 300,000円
 - (6) 前各号に掲げる以外のもの 500,000円

(見積書の徴取)

- 第19条 市長は、随意契約によろうとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、2 人以上の者から見積書を徴するものとする。
 - (1) 物件の売買、修繕又は印刷で契約金額が3万円未満のとき。
 - (2) 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
 - (3) 特殊な修繕をするとき。
 - (4) 放置しておいては、危険又は不快その他住民の福祉を阻害するおそれがあり、緊急に安全、 平穏な状態に措置する必要があると認められるものについて必要な工事等をするとき。
 - (5) その契約の性質又は目的により、市長がその必要がないと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、郵便切手、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものについては、見積書の徴取を省略することができる。

(契約書の作成等)

- 第20条 市長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の 相手方を決定したときは、当該契約の締結につき、契約書を作成するものとする。
- 2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。
 - (1) 契約の当事者
 - (2) 契約の目的
 - (3) 契約金額
 - (4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
 - (5) 契約保証金
 - (6) 契約金の支払の時期及び方法
 - (7) 監督及び検査
 - (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (9) 危険負担
 - (10) 契約不適合責任
 - (11) 契約に関する紛争の解決方法

(12) その他必要な事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

- 第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。
 - (1) 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が 100万円を超えないとき。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。
 - ア 不動産、用益物権又は無体財産権の売買、賃貸借等の契約
 - イ 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移 転補償及び営業補償その他の補償に係る契約
 - ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条の3に規定する長期 継続契約であって羽生市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年 条例第33号)で定める契約
 - (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
 - (3) 国又は地方公共団体その他公共団体と契約するとき。
 - (4) 郵便切手、収入印紙その他これに類する物品を購入するとき。
 - (5) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。
 - (6) 電気、水道又はガスの供給を受けるとき。
- (7) 電気通信役務(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。)の提供を受ける契約をするとき。
- 2 市長は、前項第1号の規定により契約書の作成を省略する場合においては、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。 (契約保証金)
- 第22条 令第167条の16に規定する規則で定める契約保証金の率は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 一般競争入札に付した場合は、契約金額の100分の10以上
 - (2) 指名競争入札に付し、又は随意契約による場合は、契約金額の100分の2以上
 - (3) 市有財産売却システムによる契約については、当該入札に係る予定価格の100分の10以上
- 2 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後、直ちに還付する。
- 3 契約の変更により契約金額に減少があった場合において契約の相手方から要求があったときは、 当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。
- 4 第1項の契約保証金の納付に代えて担保を徴する場合、次のとおりとする。
 - (1) 銀行等又は保証事業会社(公共事業の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184 号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る保証額
 - (2) 第4条第3項から第5項並びに、第5条及び第6条の規定を準用する。 (契約保証金の納付の特例)
- 第23条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
 - (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 一般競争入札及び指名競争入札に付する場合において、令第167条の5又は、令第167条の11に規定する資格を有する者でその者が過去2箇年の間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が直ちに納付されるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手 方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (7) 損失補償契約、電気、水道又はガスの供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、その他性質又は目的により契約保証金を納付させることが適当でない契約を締結するとき。

(監督職員の一般的職務)

- 第24条 法第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員(以下「監督職員」という。)は、 必要があるときは、工事又は製造その他の請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の 履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査し て承認をしなければならない。
- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立ち会い、工程の管理、履行途中に おける工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要 な指示をしなければならない。
- 3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において、特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査職員の一般的職務)

- 第25条 法第234条の2第1項の規定により検査に当たる職員(以下「検査職員」という。)は、 工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受け る給付の完了の確認をするため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必 要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければな らない。
- 2 前項の規定は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を行うための検査に、これを準用する。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第26条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

- 第27条 今第167条の15第4項の規定により、市の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。 (部分払の限度額)
- 第28条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入 契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における 当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の 10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。

附則

- この規則は、昭和39年4月1日から施行する。 附 則(昭和48年4月1日規則第7号)
- この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年7月1日規則第6号抄)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年10月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日規則第11号)

- この規則は、昭和62年4月1日から施行する。 附 則(平成4年3月2日規則第4号)
- この規則は、平成4年4月1日から施行する。 附 則(平成9年4月1日規則第12号)
- この規則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則(平成19年3月26日規則第2号抄) (施行期日)
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月20日規則第25号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(羽生市会計規則の一部改正)

羽生市会計規則(昭和44年規則第19号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。